

令和3年度委託訓練の契約について

兵庫県立神戸高等技術専門学院

1 契約

- (1) 事業採用となったコースは、当学院においてコース毎に契約関係書類を作成し、送付します。提出期日までに関係書類をご返送ください。
- (2) 契約書は、企画提案書類に基づき作成しています。選考日（3月中に選考する場合 4月1日）現在で住所、代表者の職氏名が変更になる場合には、速やかにコース担当者に届け出てください（様式任意）。
- (3) 契約で定める訓練は、受講者に必要な知識及び技能を習得させるため、「**離職者等再就職訓練実施要領**」（以下「要領」という。）で定めた基準に従って実施するものですので要領を精読してください。（要領は、兵庫県能力開発課「離職者、新規学卒者、障害者等に対する職業訓練について」のサイトを参照してください。）
- (4) 契約書に記載の委託期間は、契約の履行に関する保証が必要です。契約保証金(現金)の納付または履行保証保険の締結が必要ですので、別紙の「契約保証に関する調べ」を、企画提案書とともに提出してください。
- (5) 契約保証金の納付を選択された方には、契約関係書類とともに納付書を併せて送付しますので、その納付書により契約保証金を最寄りの金融機関の窓口で納付してください（ゆうちょ銀行は不可）。
- (6) 履行保証保険を選択された方は、契約書に記載された契約日までに履行保証保険の加入手続きを損害保険会社（または代理店）により必ず行い、履行保証保険証券の原本を契約関係書類とともに速やかに提出してください。
- (7) 履行保証保険の加入期間は、契約日から訓練終了日までです。
- (8) デュアルシステムは、訓練と能力評価業務の2種類の契約書をご提出ください。

(注意) 欠席率が20%を超えた受講生に係る委託料の減額

訓練実施経費及び就職支援経費は、あらかじめ定められた総訓練時間（中途退校者は退校までの期間で算定。またeラーニングコースは、訓練日程計画表の訓練設定時間及びスクーリングの訓練設定時間の合計時間数。）の80%に相当する時間の訓練を受講している場合は、全訓練期間を支払対象とします。80%未満の者は、欠席時間が20%を超えた月分の経費は支払いません。

契約保証について

県の財務規則で、契約金額が200万円以上になるものは、契約上の義務の履行を確保し、履行しない場合の損害の補てんを容易にするため、契約保証について定められています。

①契約金額（定員で算出）が200万円超の場合に必要です。

②契約金額の10%以上の金額となります。

2 委託料の精算

訓練実人員の確定に伴う訓練実施人数の変更、中途退校に伴う委託料の精算は、訓練終了時点で委託料の確定通知により行います。

3 印紙

当該契約書に印紙の添付は必要ありません。

4 契約書添付様式による報告等

契約書添付の提出様式については、契約書に記名押印のある者により提出してください。

ただし、やむを得ない場合は、訓練実施状況報告書（様式第2号）に限り訓練校の長による報告でも可とします（担当者による報告書の提出は認められません）。

5 就職状況報告の提出

- (1) 契約書に添付の就職状況報告を訓練生に配付し、訓練修了後1か月後及び3か月後の就職状況を回収、とりまとめのうえ、契約書別表の報告期日に別添の記載例を参考に提出してください。
- (2) 就職支援経費は、訓練修了後3か月後の就職率で金額が確定します。
- (3) 出席率80%以上の訓練中退者への就職支援経費は、日割り計算されます。
- (4) 就職支援経費の交付額の確定は、別途通知により行います。
- (5) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上(120日以上)」の雇用期間により雇い入れられた者及び自営を開始した者のみが就職実績に算入出来ます。
- (6) 就職支援経費の支給額は、訓練生数×対象月数（修了月を含む直近3月の訓練実施月数）×就職支援経費（最大2万円）により計算される額を支給します。
※訓練生数は、訓練修了者と就職のための中退者数の合計です。
- (7) 自己都合等により中途退校した者、訓練未修了者の就職状況報告の提出は不要です。
- (8) 委託先機関またはその関連事業主に雇用されたまたは内定した訓練生に関しては、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しを報告時に添付してください。
- (9) 家業の手伝いや内職等の雇用関係のない者は、就職者に該当しません。
- (10) 自営を開始した訓練生については、法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを報告時に添付してください。
- (11) 長期高度人材育成コースにおいては、上記(1)により就職状況を報告の上、当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に訓練終了後3箇月以内に就職した者（以下「修了就職者」という。）の就職後6箇月間の就業状況について、契約書に添付の就業状況報告を回収、とりまとめの上、就業状況ヒアリング記録管理簿、定着状況報告一覧及び定着支援業務実施結果報告書とともに契約書別表に記載の報告期日までに提出してください。

定着支援費の支給額は、就職後 6箇月間継続して雇用された修了就職者について、1人当たり 5万円を支給します。定着支援費の交付額の確定は、別途通知により行います。

※ 本事業は、厚生労働省が定める委託訓練実施要領に基づき実施する国庫受託事業であり、厚生労働省の要領改正により、就職者の把握方法等については、今後取り扱いの変更がある可能性があります。

【問い合わせ先】

- ⇒ 1, ⇒ 2, ⇒ 3 … 総務課の委託訓練契約担当 (078-794-6630)
- ⇒ 4, ⇒ 5 … 委託訓練課のコース担当 (078-894-3730)